

墨田区長等の給料等に関する条例

昭和 22 年 8 月 4 日

条例第 7 号

第 1 条 墨田区長及び副区長（以下「区長等」という。）の受ける給料、旅費及び手当については、この条例の定めるところによる。

第 2 条 区長等の給料の額は、別表 1 による。

第 3 条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は別表 2 による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和 33 年墨田区条例第 20 号）の適用を受ける職員の例による。

第 4 条 区長等に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

2 退職手当の額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、別に条例で定めるところによる。

第 5 条 給料の支給方法及び通勤手当の額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和 33 年墨田区条例第 19 号）の適用を受ける職員の例による。

第 6 条 地域手当の月額、給料月額に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。

2 前項に定めるものを除き、地域手当の支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

第 7 条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に 100 分の 182 を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。

(1) 給料月額及び地域手当の月額の合計額

(2) 前号の合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額

(3) 給料月額に 100 分の 25 を乗じて得た額

2 前項の支給割合は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に係る期末手当

の例による。

- 3 前2項に定めるものを除き、期末手当の支給条件、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

付 則（令和4年11月30日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

職名	給料月額
区長	1,131,000円
副区長	913,000円

別表 2

職名	旅費の額
区長	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、内閣総理大臣等（日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当については、内閣総理大臣等中その他の者）相当額（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）
副区長	国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務にある者（同法第34条第1項第1号に規定する旅行に係る航空賃については、同号口に該当する者）相当額（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）